

### 諮問事項の検討順序について（案）

7 項目の諮問事項については、今任期（4 年間）のうち、**前期 2 年の間で結論を出すことを目標**とし、①大きな予算要求を伴うもの、②区議会において今までに議論したことの無いものから優先的に検討を行い（下表参照）、結論が出たものから順次、議会運営委員会に答申を行う。

検討時期	諮問事項	実施時期 (目標)
令和元年 11 月 ↓ 令和 2 年 5 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">No. 1</div> ペーパーレス化 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">No. 9</div> 議場及び委員会室等にノート P C ・タブレット端末等の持込み	令和 3 年度
▼		
令和 2 年 5 月 ↓ ↓ ↓ ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">No. 3</div> 議会放送 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">No.10</div> 常任・特別委員会でのネット中継実施、 予決特委員会のネット中継見直し	令和 4 年度 以降
▼		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">No. 5</div> 請願陳情の議会 H P での公開 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">No. 8</div> 政務活動費の証拠書類 H P 公開	
▼		
令和 3 年 5 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">No.11</div> 議会情報のオープンデータ化	